

京都府立医科大学ベビーシッター利用補助事業実施要項

令和2年2月13日

1 趣旨

この要項は、京都府立医科大学（以下「本学」という。）における教職員の仕事と子育ての両立支援を目的として、本学が実施するベビーシッターの利用補助による育児支援（以下「ベビーシッター利用補助」という。）に関し、必要な事項を定める。なお、本事業は内閣府の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会（以下「協会」という。）が実施している「ベビーシッター派遣事業」を利用して行うものである。

2 利用対象者

ベビーシッター利用補助を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、本学に雇用されている教職員とする。（非常勤職員は本学の社会保険加入者に限る。）

3 利用条件

ベビーシッター利用補助は、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、利用対象者がベビーシッターサービスを利用しなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にある場合に利用できる。ただし、予算その他の条件により、利用回数等が制限される場合がある。

4 利用対象となる子

ベビーシッター利用補助の対象となる子は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする次の各号のいずれかに該当する小学校6年生までの児童（以下「乳幼児等」という。）とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合
- 二 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき療育手帳の交付を受けている場合
- 三 地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、前2号のいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合

5 利用可能なベビーシッター事業者

ベビーシッター利用補助において利用できるベビーシッター事業者は、協会が指定す

る割引券取扱事業者とする。

6 利用対象となるサービス

ベビーシッター利用補助の利用対象となるサービスは、家庭内における保育及び世話並びに保育所等への送迎とする。ただし、送迎については、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合のみ利用対象とする。

- 一 家庭と保育所等との送迎であって、保育所等の施設間の送迎ではないこと。
- 二 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。
- 三 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより利用対象者に報告していること。
- 四 ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

7 サービスの利用方法

- 一 サービスの利用方法は、上記5に該当するベビーシッター事業者が提供するサービスにあつては、割引券の利用によるものとし、本学の負担額、割引券の利用枚数、利用申込み、交付、管理等については、内閣府が定める実施要綱等の定めるところによる。
- 二 サービスの利用希望者は、利用補助事業申込書（別紙様式）により総務課給与厚生係に申し込むこと。

8 雑則

この要項に定めるもののほか、ベビーシッター利用補助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は令和2年2月13日から実施し、令和2年2月13日から適用する。

この要項は令和3年4月1日から実施する。